

## 安城市ウェブサイト広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、安城市が公開・管理するウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、市ウェブサイト内に表示する広告で、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱に基づくものとする。

2 前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと市が認めたリンク先を含む）のウェブサイトの内容についても準用する。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1カ月単位とし、具体的な掲載期間は第8条で規定する募集要項で定める。

### (広告の規格等)

第6条 市ウェブサイトに掲載する広告の規格等は第8条で規定する募集要項で定める。

### (広告枠の募集方法等)

第7条 広告枠は、広告代理店に適正な価格で売り渡し、募集等に関する取扱業務を委託する。具体的な募集方法は第8条で規定する募集要項で定める。

2 広告代理店の決定に際し、様式1「安城市ウェブサイト広告取扱業務申込書」により、募集を行ない、提示額が最も高かった者に決定する。提示額が同額だった場合は、安城市による抽選により決定します。なお、選定結果は、申し込みがあった者すべてに様式2「安城市ウェブサイト広告取扱広告代理店選定結果通知書」により通知します。

3 第1項の規定により、広告代理店が広告の募集を行なう際、安城市は市ウェブサイト等で募集要項等を公開する。

(募集要項)

第8条 広告の募集及び選定などに必要な事項は広告代理店募集時に別途、募集要項で定める。

(広告掲載の申込受付)

第9条 広告掲載の申込受付は、広告代理店から様式3「安城市ウェブサイト広告掲載申込書」を、広告主から広告代理店を通じて様式5「租税公課納付状況調査同意書」を受理して行う。

(広告主及び広告審査結果の通知)

第10条 広告主及び広告を審査した結果は様式4「市ウェブサイト広告掲載決定通知書」を広告代理店に交付して行う。

附 則

この要領は、平成26年2月7日から施行する。

この要領は、平成30年10月26日から施行する。